在宅避難キャンペーンにおける企業・団体との広報連携事業
実施要領兼賛同規約

令和８年 11 月 13 日
８総防戦第 962 号

（趣旨）
第１条
東京都では、「災害から命を守り、安全・安心・快適に過ごせる社会」を目指し、一人ひとりの防災意識を高め、必要な備えを推進するための様々な取組を行っている。
首都直下地震の発生が強く懸念されている中、耐震性が優れているなど安全性が高い建物では「在宅避難」も避難の選択肢の一つとなる。このため、災害時に状況に応じて誰もが安全・安心に在宅避難ができるように、出火防止、家具転倒防止、日常備蓄など、在宅避難に必要な取組を分かりやすく一体的に発信し、平時からの備えを促進することが重要である。
こうしたことから、東京都と、都民の日常生活や事業活動を通じて接点を有する民間企業等が連携することにより、平素の事業活動を通じた広汎な普及啓発を行い、都民の防災意識を高め、在宅避難に向けた備えを促進する。

（目的）
第２条
本事業は、本事業の趣旨に賛同し、平素の事業活動を通じて都民の防災意識の向上のための普及啓発に取り組む企業等（以下「賛同企業等」という。）による第５条に規定する活動を通じ、家庭における備えの強化等、都民の日常生活における「在宅避難に向けた備え」を促進していくことを目的とする。

（賛同手続）
第３条
（１）本事業への賛同を希望する企業等（以下「申請者」という。）は、賛同申請フォームにより、東京都総合防災部内「在宅避難キャンペーンにおける企業・団体との広報連携事業事務局」（以下「事務局」という。）宛てに、賛同登録を申請することとする。申請者は、第４条に規定する賛同要件を満たすこと及び第５条（１）に規定する活動として実施を予定する活動内容を賛同申請時において示さなければならない。
（２）事務局は、申請内容が賛同要件を満たすとともに、申請された活動内容が第１条に掲げる趣旨に合致し、かつ、第２条に掲げる目的の達成に資するものと認められる場合には当該申請者を「賛同企業等」として登録し、その旨を申請者に対して通知するとともに、東京都防災ホームページ上において賛同企業等として掲示する。
（３）賛同企業等は、本事業への賛同企業等であることを表明することができる。

（賛同要件）

第４条

（１）申請者は、賛同企業等として登録されるためには、平素の事業活動を通じて、都民の防災意識の向上・日常生活における「在宅避難の備え」を促進する活動を実施している、若しくは実施予定の企業・団体であって、以下の要件を満たすこととする。

① 法人格を有すること

② 財務・経営状況の健全性を確保していること

③ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと

④ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと

⑤ 公序良俗に反する行為を行っていないこと

⑥ その他、本事業の趣旨・目的に鑑みて支援の対象として社会通念上適切でないと判断されるものでないこと

（２）賛同企業等は、次に掲げるいずれかの取組を行う企業・団体とする。

① グラぴたスイッチ（感震ブレーカー）の製造又は販売（ただし、内閣府及び経済産業省のガイドラインに適した商品であること。）

② 家具転倒防止器具の製造又は販売

③ グラぴたスイッチ、家具転倒防止対策又は日常備蓄に関する普及啓発

④ その他本事業の趣旨及び目的に沿った取組

（賛同企業等が行う活動等）

第５条

（１）賛同企業等は、本事業の趣旨・目的に沿って、平素の事業活動を通じて、都民の防災意識の向上・日常生活における「在宅避難の備え」を促進する活動を、東京都と連携して実施する。

（２）賛同企業等は、事務局より、普及啓発活動等を行う際に必要となる素材等の提供等を受けることができる。

（賛同企業等の遵守事項）

第６条

賛同企業等は、賛同登録機関においては、次の各号を遵守するものとする。

（１）本事業の社会的名誉・信用を維持し、第三者が誤解、困惑・不信感を抱くような内外の言動（表現及び行動）を行わないこと。

（２）本事業に関し問題等が生じた場合には直ちに報告し、誠実に対処すること。

（賛同登録期間）
第７条
　賛同登録期間は、本事業の継続している限りとする。

（賛同登録の取消）
第８条
　賛同企業等は、事務局に対し、賛同登録取消申請書を提出することにより、いつでも賛同登録を取り消すことができる。

（賛同登録の抹消及び賛同企業等の行為の是正のための措置）
第９条
　事務局は、賛同企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、是正のための改善要請を実施し、改善されない場合は、賛同登録の抹消並びに第５条第２項の規定に従い事務局が提供した素材等の回収及び利用の取り消すこととする。
（１）本事業の趣旨・目的に反するような行為を行った場合
（２）本規約（賛同登録申請時の誓約を含む。）に違反する行為を行った場合
（３）申請内容に偽りがあった場合
（４）その他事務局が必要と認める場合

（実施要領兼賛同規約の改定について）
第 10 条
　この実施要領兼賛同規約は、事前の通知なく改定される場合がある。その場合、改定内容については東京都防災ホームページ等で通知する。

（附則）
　この実施要領兼賛同規約は、令和８年 11 月 13 日から施行する。